

地方交付税法の一部を改正する法律案要綱

一 地方交付税の対象税目の改正（第二条及び第六条関係）

消費税を地方交付税の対象税目から除くものとする。

二 施行期日（改正法附則第一条関係）

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

三 経過措置（改正法附則第二条関係）

平成元年度及び平成二年度における地方交付税については、この法律による改正前の地方交付税法の規定はなおその効力を有することとし、平成二年度においてもなお消費税の収入額の一定割合を地方交付税とするものとする。

四 その他所要の改正を行うこと。